

【事例5】仕入書価格以外に支払っている費用（保管費用）

買手が売手に対して、輸出国における輸入貨物の保管費用を支払っている場合

- 売手から買手に引き渡されるまでの間に発生した保管費用につき、両者の合意に基づき、買手が負担した。



現実支払価格 = 〔 仕入書価格 (50,000円) + 保管費用 (10,000円) 〕

保管費用が課税価格に・・・

含ま
れる

輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件（EXW条件、FOB条件CFR条件等）に従って売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出国又は積替え国で保管される場合、当該保管に要する費用で買手が負担するもの ⇒ 現実支払価格に含まれます。

含ま
れない

輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、日本への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合、当該保管に要する費用で買手が負担するもの ⇒ 現実支払価格として含まれません。

含ま
れる

ただし、「輸出国における輸入貨物の運送に付随して行われる一時的な保管に係る費用」といった「輸入貨物の運送に関連する費用」に該当する場合は、運賃等の加算要素として課税価格に含まれます。

仕入書価格以外に支払っている保管費用がある場合、
現実支払価格に含めるかどうか確認すべきポイント



- ① 取引条件は何で、貨物の引き渡し場所はどこか
(売買契約書、発注書等)
- ② どこで、何のために保管しているのか
(倉庫会社との委託契約書、買手の保管目的の聞取り等)
- ③ 誰から誰に費用を支払っているか
(請求書、送金明細等)